令和4年度第9回

十和田市農業委員会総会議事録

 期日
 令和4年12月15日

 場所
 十和田市役所本館4階大会議室

令和4年度第9回十和田市農業委員会総会

- 2. 開 会 日 時 令和4年12月15日(木) 午後2時13分
- 3. 閉 会 日 時 令和4年12月15日(木) 午後2時38分
- 4. 出席農業委員(17名)

1番	米 田	拓	実	君	3番	芋	田	_	弘	君
4番	立幅	う 和	寿	君	5番	Щ	田	利	昭	君
6番	小笠原	秋	彦	君	7番	稲	田	優	憲	君
8番	柿 本	: 広		君	9番	奥	Щ		博	君
10番	小 田	正	喜	君	11番	外	Щ	康	仁	君
12番	小笠原	〔 和	男	君	13番	箕	輪	展	忠	君
14番	竹浦	寿	広	君	15番	野	崎	させ	う子	君
17番	力石	i 堅:	太郎	君	18番	Щ	崎	誠	_	君
19番	杉山	」 秀	明	君						

5. 欠席農業委員(1名)

2番 中野雄一郎君

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区 白 山 雄治郎 君 旧十和田湖町地区 中屋敷 鉃 男 君 三本木地区 関 Ш 明君 三本木地区 山 端 敏 行 君 四和地区 工 優美子 君 深持地区 沢 目 君 藤 勝 弘 切田地区 若 沢 弘 幸 君 切田地区 中川原 彰 造 君 大深内地区 斗 沢 信 一 君 大深内地区 大 平 靖四郎 君 伝法寺地区 工 藤 美江子 君 東部地区山端至誠 君 藤坂地区松 田賢志君 六日町地区 竹ケ原 竹 夫 君

7. 会議に付した案件

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第45号 農地の転用事実に関する照会について

議案第43号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第44号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について

議案第45号 十和田市農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

6番 小笠原 秋 彦 君 12番 小笠原 和 男 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

 事務局長
 横岡聖一事務局次長安本宗徳

 事務局農地係長小笠原 満事務局振興係長 苫米地 慶

 事務局主査 村中健大 事務局主査 佐々木徳幸

事務局主事 佐藤菜奈

10. 書記

事務局主事 佐藤菜奈

- 議 長(杉山秀明君)本日の欠席通告者は、2番 中野 雄一郎 委員です。出席委員 は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和 4年12月6日に告示招集いたしました、令和4年度第9回十和田市農業委員会 総会を開会いたします。
- 議 長(杉山秀明君)これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認め、議長より指名いたします。6番 小笠原 秋 彦 委員、12番 小笠原 和男 委員を指名いたします。
- 議 長(杉山秀明君)会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員 を任命いたします。
- 議 長(杉山秀明君)次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本 日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長(杉山秀明君)次に報告第43号について事務局から報告をいたします。局長。
- 事務局長(横岡聖一君)議案書の1ページをお願いいたします。報告第43号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は2ページから3ページです。農地法及び農業経営基盤強化促進法によるものが、合計9件26筆69,348平方メートルです。今後の意向については、49番は別人と貸借、50番は貸借についてあっせん希望があります。51番は別人と農地中間管理機構を活用した貸借、52番も貸借についてあっせんの希望がでています。53番は別人と機構で貸借予定、54番と55番は別人と貸借予定、56番は農地として管理、57番は貸借のあっせん希望が出されております。次に4ページから5ページです。農地中間管理事業によるものが、合計6件14筆26,738平方メートルです。今後

の意向は、26番は別人と貸借の予定、27番は別人と売買、28番は賃貸借であったものを同じ相手方と使用貸借に切替えの予定です。29番と30番は受け手の変更、31番は自ら耕作となっております。なお、今回協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議 長(杉山秀明君)報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。よって報告第43号を報告済みといたします。

議 長(杉山秀明君)次に報告第44号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長(横岡聖一君)6ページをお願いいたします。報告第44号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は7ページから12ページです。今回は、合計16件86筆165,237.70平方メートルです。取得事由はすべて相続によるものです。また、取得した権利の種類につきましては10ページの102番のみ賃借権で、その他は所有権の取得となっております。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、賃借中または今後貸借の見込などとなっております。なお、現況が宅地など農地以外の用途になっているものについては今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議 長(杉山秀明君)報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。よって報告第44号を報告済みといたします。

議 長(杉山秀明君)次に報告第45号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長(横岡聖一君)13ページをお願いいたします。報告第45号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。14ページです。今回の照会は、合計5件6筆1,257平方メートルです。現地調査は令和4年12月6日に実施し、法務局への回答は12月7日に行っております。28番については、大学通りの電化堂から西に約100メートルの地点です。申請地は昭和43年建築の住宅の庭になっています。20年以上宅地の状態であり、今後農地としての利用は困難であることから、非農地と判

断しております。29番は、紺野建設株式会社から東に約50メートルの地点です。申請地は、昭和52年建築の住宅の庭とになっております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目、宅地であることから非農地と判断しております。30番は、マルゼン工業株式会社から南東に約1,200メートルの地点です。申請地には昭和51年建築の住宅が建っております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目、雑種地であることから非農地と判断しております。31番は、旧奥入瀬小学校から東に約650メートルの地点です。①については昭和47年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目、宅地となっています。②については道路の拡幅工事により一部の農地が残地となったもので長時間使用されておらず、今後も農地としての利用が困難な状態です。以上のことから①、②ともに非農地と判断しております。32番は、ゆーゆーランドから南に約150メートルの地点です。申請地は、20年以上駐車場となっており、税務課税台帳においても現況地目、宅地であることから非農地と判断しております。以上です。

議 長(杉山秀明君)報告について、ご意見ございませんか。

- 議 長(杉山秀明君)なしと認めます。よって報告第45号を報告済みといたします。
- 議長(杉山秀明君)ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、竹浦班長、芋田委員、奥山委員の3名です。令和4年12月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。
- 議 長(杉山秀明君)次に議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明 をいたします。局長。
- 事務局長(横岡聖一君)15ページをお願いいたします。議案第43号、農地法第3条第 1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のと おり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は16ページから 19ページです。以上です。
- 議 長(杉山秀明君)許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。14番 竹浦 寿広 委員お願いいたします。
- 報告委員(竹浦寿広君)農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計12件です。内訳は、所有権移転9件、賃借権設定3件です。はじめに所有権移転についてです。16ページ64番から17ページ70

番までが売買によるもの、18ページ71番、72番は知人へ贈与するものです。次に賃借権設定についてです。19ページ18番は子へ経営移譲、19番、20番は労力不足によるものです。なお、18ページ72番は新規就農となっております。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

- 議長(杉山秀明君)竹浦委員、ご苦労様でした。
- 議 長(杉山秀明君)次に新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。 大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員お願いいたします。
- 報告委員(斗沢信一君)農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。 令和4年12月6日午後2時30分、市役所別館4階会議室1において、18 ページ72番の新規就農となる譲受人に対し、調査員3名と私の計4名で聴取 調査を行いました。営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を聴 取しましたが特に問題はありませんでした。また、現地確認でも申請地は農地 として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はな いと判断します。報告は以上です。
- 議 長(杉山秀明君) 斗沢推進委員、ご苦労様でした。
- 議 長(杉山秀明君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可 することにご異議ありませんか。

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は許可すること に決定いたしました。
- 議 長(杉山秀明君)次に議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。
- 事務局長(横岡聖一君) 20ページをお願いいたします。議案第44号、十和田市農用 地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条 第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を

定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は21ページです。今回は、合計1件1筆3,507平方メートルです。以上です。

- 議 長(杉山秀明君)農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに旧 十和田湖町地区 中屋敷 鉃男 農地利用最適化推進委員お願いいたします。
- 報告委員(中屋敷鉃男君)農用地利用調整会議の調整内容について報告します。24番は 令和4年11月10日午前9時、農業委員会会長室において農用地の利用関係 の調整を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整 の結果、売買価格等について双方が合意され、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断したので調整調書を作成 し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。
- 議長(杉山秀明君)中屋敷推進委員、ご苦労様でした。
- 議 長(杉山秀明君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請 することにご異議ありませんか。

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は要請すること に決定いたしました。
- 議 長(杉山秀明君)次に議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。
- 事務局長(横岡聖一君)22ページをお願いします。議案第45号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。23ページから24ページです。今回は、合計3件5筆18,083平方メートルです。3件とも新規の権利設定で、利用権の設定期間はすべて5年となっています。なお、43番の受け手は新規に農地の権利を取得するものです。面積は3,902平方メートルですが、農地中間管理機構を通しての権利取得のため、農地法の規定による下限面積の50アールの要件は適用されません。次に25ページです。使用貸借権の設定は、1件2筆4,945平方メートルです。

新規の権利設定で、期間は20年です。今回協力金の対象となるものはございません。以上です。

議 長(杉山秀明君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定 することにご異議ありませんか。

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認めます。よって議案第45号は承認することに 決定いたしました。
- 議 長(杉山秀明君)次に議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明 をいたします。局長。
- 事務局長(横岡聖一君)26ページをお願いいたします。議案第46号、農地法第5条第 1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規 定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付する ための意見を求める件です。内容は27ページから28ページです。今回は、合 計8件10筆12,845平方メートルです。事務局から農地区分の判断などに ついてご説明いたします。49番の転用事由は、農地を売買で取得し11区画の 宅地分譲を行うものです。場所は、大学通りの薬王堂十和田東店から北に約20 0メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用地区域内にあり、第3種農 地に該当します。なお、本件は農地以外の土地を含む非農地併用の事業で、小規 開発行為の対象となります。50番の転用事由は、農地を売買で取得し貸駐車場 を整備するものです。場所は、薬王堂十和田東店から北に約200メートルの地 点で49番に隣接しています。農地区分は都市計画法の用地区域内にあり、第3 種農地に該当します。51番の転用事由は、農地を売買で取得し1区画の宅地分 譲を行うものです。場所は、カケモ西金崎店から東に約300メートルの地点で す。農地区分は、都市計画法の用地区域内にあり、第3種農地に該当します。5 2番の転用事由は、農地を売買で取得し駐車場及び資材置場を整備するものです。 場所は、十和田観光電鉄株式会社三本木営業所の東側隣接地です。農地区分は、 300メートル以内にバスターミナルがあるため、第3種農地に該当します。本 件も一部農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。53番の転用事由は、農 地に地上権を設定し太陽光発電設備を設置するものです。場所は、三本木農業恵 拓高校から南東に約200メートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあり、 いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。5

4番の転用事由は、農地を賃貸借し駐車場及び物置を整備するものです。場所は、 十和田中学校から北東に約650メートルの地点です。農地区分は第1種農地で すが、申請地が集落に接続しているため不許可の例外に該当し、転用許可の見込 みがあります。55番の転用事由は、農地を売買で取得し駐車場を整備するもの です。場所は、JA十和田おいらせ大深内支店から西に約200メートルの地点 です。本件も農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。農地区分は第1種農 地ですが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張に該当するため、不許可の例外 に該当し転用許可の見込みがあります。56番の転用事由は、農地を賃貸借し重 車両置場を整備するものです。場所は、藤坂小学校から北に約200メートルの 地点です。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張 に該当するため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。以上です。

- 議 長(杉山秀明君)許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願いま す。3番 芋田 一弘 委員お願いいたします。
- 報告委員(芋田一弘君)農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地 法第5条の農地転用申請は8件です。令和4年12月6日午前9時、調査員3名 による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴取 調査を行いました。現地調査及び聴取調査について、どちらも問題はありません でした。ついては、農地転用許可にかかる立地基準及び一般基準の各要件等を満 たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。
- 議長(杉山秀明君)芋田委員、ご苦労様でした。
- 議 長(杉山秀明君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相 当とすることにご異議ありませんか。

- 議 長(杉山秀明君)ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は許可相当とする ことに決定いたしました。
- 議 長(杉山秀明君)以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和4年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。 誠にご苦労様でした。